

検察庁Q & A

福岡高等検察庁人事課人事第一係

【採用等について】

Q 採用に当たり、法学部出身者が有利ですか？

A 出身学部による、有利不利は一切ありません。もちろん法学部出身の職員もいますが、理系や商学部、経済学部、芸術学部など出身学部は多様です。

Q 人事院ホームページに掲載された採用案内を見ると、福岡高等検察庁と各地方検察庁がひとくくりで採用数が表示されていますが、採用事務は高等検察庁において一括して行うのですか。

A 人事院のホームページに掲載する段階では、地方検察庁ごとの採用数が確定していないため、総数のみの表示となっています。採用事務は、高検で一括して行うのではなく、地方検察庁ごとに行っています。

Q 官庁訪問は、地方検察庁ごとに受け付けされるのですか。

A はい、そうです。地方検察庁ごとに官庁訪問の受付をしているので、受付方法等については、各庁HPをご覧ください。

Q 他官庁又は地方公務員との人事交流はありますか。

A 現在、検察事務官と地方公務員との人事交流は行われていません。

他官庁との交流は、主に若い職員を対象として、法務省内の法務局、保護観察所、出入国在留管理局、矯正局といった官署との人事交流が行われています。また、国税局との人事交流も行われています。

【女性職員の割合について】

Q 検察事務官における女性職員の割合はどの程度ですか。

A 九州全体では、女性職員の割合は2割以上ですが、若年層（30歳以下）に限ると、4割以上です。

【異動について】

Q 検察事務官の転勤パターンはどのようなものですか。

A 若いうちは基本的に採用された地方検察庁の県内での異動となりますが、検察事務官は国家公務員であるので、県外異動もあり得ます。

また、最高検察庁や法務本省で勤務する場合があります。

【副検事試験について】

Q 副検事試験の合格者は年間何人くらいいますか。

A 九州でみると、平均して毎年数名程度合格しています。

Q 副検事試験は司法試験と同じくらい難しいのですか。

A 合格後は、刑事訴訟法で唯一起訴の権限を与えられている検察官として職務を遂行することになるので、求められる水準は、当然、極めて高くなるため、その試験は非常に難しいといえます。

【研修制度について】

Q 研修制度にはどのようなものがありますか。

A 全員が参加する研修として、初等科研修、中等科研修、専修科研修があります。

初等科研修は、検察庁で勤務する上で必要とされる基礎的な法律知識と各種事務の基本概念を習得します。この研修において法律知識などを身につけることができるため、法学を学んだことがなくても安心して勤務することができます。

中等科研修は、採用後、一定期間経過した中堅職員を対象に実施されます。初等科研修とは異なり、主に憲法、刑法、刑事訴訟法の法理論と各種事務の実務的な考え方を習得します。

専修科研修は、中等科研修修了者を対象に実施されます。

主に検察事務官の捜査官としての能力向上を目的とした研修なので、実務刑法、実務刑事訴訟法の講義のほか、模擬の事件記録を使って、事件の起訴、不起訴といった処分まで、一連の捜査手続を実際に行わせる講義もあります。

【その他】

Q 育児休業を取得している者は多いですか。

A 女性職員は、出産後、全員が育児休業を取得しています。男性職員も、育児参加のための休暇や配偶者出産休暇を全員が取得しています。

Q 年休は取得しやすいですか。

A 現在、法務省で「アット・ホームプラン」というワークライフバランスを推進するための取組を積極的に行っており、年休についてもその一環として取得を推進しています。